

## 制限緩和に係る需要変動幅の算定方法について

### 1. 原則

○1日の電力需要(1時間単位)の最大と最小の変動率を、基準期間の日数分を平均したものとする。(ただし、算定期間には、土日及び祝日を含む。)

※変動率(%) = {(使用最大電力) - (使用最小電力)} / (使用最大電力) で算出。(端数は小数点以下を切り捨て)

○ただし、平均値の算定に当たり、設備トラブル等による特異な変動率を排除するため、各日の変動率のうち、変動率が大きい上位3日及び変動率が小さい上位3日の変動率は除くものとする。

### 2. 補正措置

需要家の選択により、以下の補正措置を講じることも認める。

#### (1) 負荷平準化の取組に係る補正

- 電気事業者との間で、ピーク時間調整契約を締結している場合には、当該契約の調整時間帯の使用電力を変動幅の算定対象から除外。
- 電気事業者との間で、蓄熱調整契約を締結している場合には、以下のとおり変動率を算出。

$$\text{変動率(\%)} = \{(\text{使用最大電力}) - (\text{使用最小電力} + 1\text{時間当たりの平均蓄熱電力})\} / (\text{使用最大電力})$$

$$1\text{時間当たりの平均蓄熱電力} = (\text{月間の蓄熱に係る使用電力量}[\text{夜間使用電力量}]) / (\text{当該月の日数} \times 10\text{時間}(\text{蓄熱調整契約の対象時間帯: 22時} \sim 8\text{時}))$$

#### (2) メーターの機能制約に係る補正

契約電力に比して高圧で受電しているため、使用電力の計測方法によりやむ

を得ず変動幅が大きくなるケースの補正。

- 以下の要件を満たす場合には、変動率から5%を減じる。

$(\text{メーターの表示値の最小単位の値}) \times (\text{乗数}) > \text{契約電力} \times 5\%$

※乗数とは、高圧で受電する電力をメーターで計測できるように変圧、変流する際の係数のこと。表示値×乗数で実量値となる。

### 3. 変動幅の算定期間について

○基準期間の初日の日以降に、負荷設備を増強させた場合、契約電力を増減させた場合又は新たに需給契約を締結した場合には、増減等させた日以降の任意の2月間を変動幅の算定期間とする。

○なお、増減等させた日以降2月を経過していない場合には、1月間とする。

※1月間の変動幅の算定ができない場合には、制限緩和措置の適用は認められない。